

公 告

(長崎河川国道事務所管内における 令和3年度 本明川水系
下流部利活用調査等作業委託について)

次のとおり公告します。

令和3年6月16日

国土交通省九州地方整備局
長崎河川国道事務所長 金井 仁志

1. 公告の概要等

(1) 公告の目的

河川法第99条に基づき、長崎河川国道事務所が管理する本明川水系直轄管理区間下流部（本明川0／000～-6／900）の河川堤防及び干陸地について、適正な維持管理及び一層の利活用推進を図ることを目的として、除草等維持管理作業及び河川の利活用等に関するアンケート調査を実施し、利用者視点に立った適正な維持管理及び利活用等検討資料の収集を行うものである。

(2) 委託区間

本委託区間は、本明川水系本明川下流部直轄管理区間内（本明川0／000～-6／900）であり、要件を満たす全ての団体と契約締結するものとする。

(3) 委託期間 令和3年7月15日（予定）～令和4年2月28日

(4) 本委託を契約する団体については、2. に示す参加資格要件を有することを証明する資料（別紙）をもって審査し選定する。

その後、長崎河川国道事務所において委託契約に関する協議成立後、契約締結する。

(5) 参加要件を満たす団体が複数ある場合については、委託内容を区分するものとする。

2. 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有することであること。ただし、以下の条項を満たす者であること。

- ・当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。

3. 本委託契約に関する手続等

(1) 担当部局

〒851-0121 長崎県長崎市宿町316-1（電話 095-839-9879）

国土交通省九州地方整備局 長崎河川国道事務所

担当：河川管理課長 坂本 正己（内線331）

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和3年6月16日（水）から令和3年6月29日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒851-0121 長崎県長崎市宿町316-1
国土交通省九州地方整備局 長崎河川国道事務所 3階 河川管理課内
- ③ 交付方法：手渡しにより交付する。

(3) 委託締結にかかる参加資格確認のための申請書等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和3年6月17日（木）から令和3年6月29日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記3.(2)②と同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。
提出期間内に必着。）により提出する。

4 その他

(1) 技術資料の作成要領、委託契約締結団体の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。